

平成28年4月12日

「民泊サービスのあり方に関する検討会」への要望

全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会

一定の要件について

- (1) 戸建ての家主居住タイプのものを対象とし、かつ「一定の要件」として、年間営業日数(30日以内)や1日当たりの宿泊人数(4人以内)といった制限を設けられたい。
- (2) マンションについては、民泊を原則禁止とするか、管理組合や大家の承諾を得ていることを要件とされたい。
- (3) 家主不在タイプのものについては対象外とすべきと考えるが、仮に対象とする場合であっても、上記の「一定の要件」に加え仲介事業者や管理事業者に宿泊者の安全を確保するための管理責任を課すことを大前提とされたい。
- (4) マンションの一棟貸しやその大半を民泊として使用するような形態は、既存のホテル・旅館営業と何ら変わることはなく、認めるべきではない(あくまで旅館業法の許可を取得すべきである。。「一定の要件」の設定に当たっては、こうした形態の民泊を排除することが担保されたものとすべきである。また、複数物件を取り扱うことは認めるべきではない。
- (5) 消費者保護の観点から、宿泊者や近隣住民等の第三者に損害が生じた場合に備え、損害を補填できる損害保険の加入を義務付けることを検討されたい。

規制内容のイコールフットイングについて

- (1) 「一定の要件」を満たす「民泊サービス」に対する建築基準法、耐震改修促進法や消防法など旅館業法以外の法令に基づく規制の取扱いについては、イコールフットイング及び安全性確保の観点から検討すべきであり、仮に一定の緩和措置を講じるとしても、行き過ぎたものにならない程度にとどめるとともに、既存の旅館・ホテルも緩和措置の対象とすることを検討されたい。

公衆衛生の確保について

- (1) 「最低限の衛生管理措置」として、衛生講習の受講を義務付けることを検討すべきである。また、保健所の立入権限等を明確にすべきである。

近隣住民とのトラブル防止措置について

- (1) 近隣住民とのトラブル防止措置は必要不可欠である。例えば、民泊を実施していることを表示することや苦情窓口を明確にすることなどを義務付けるべきである。
- (2) 用途地域規制の緩和については慎重に考えるべきである。仮に一定の範囲で、住居専用地域において民泊の実施を認めるのであれば、自治体の判断を尊重するとともに、地域住民の承諾を得るなど何らかの調整の仕組みを設けるべきである。

仲介事業者、管理事業者に対する規制、違法民泊の排除について

- (1) 違法な民泊が実施されることのないよう、民泊の仲介や管理を行う事業者に対し、適法に行われていることの確認や表示を課すべきである。
- (2) 旅行業法違反の仲介事業者に対する実効性ある措置を講ずるべきである。
- (3) 「一定の要件」を満たさずに民泊が行われた場合には、罰則を適用すべきである。